

5か年の地域生活移行推進プランにおける取組

平成15年度から19年度までの5年間で地域生活移行推進プランの期間とし、その取組を示し、地域生活移行を集中的に進めます。

平成15年7月1日現在での利用者、家族への聴き取り調査で、利用者の242人が施設ではなく、地域において、グループホーム等での生活を望んでいます。

また、障害が重く意思を確認できなかった利用者の家族の中で、地域における受け皿が整備された場合に、15家族がグループホームに移行することを希望されています。

こうした、利用者・家族の希望調査を踏まえ、5年間で西駒郷利用者250人程度の地域生活移行が実現できるように努めます。

なお、人数については、利用者、家族の希望が変化することもあるため、西駒郷の将来像とともに平成18年度に見直します。

5か年の地域生活移行計画（H15～19）（単位：人）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
入所者数（年度当初）	437	405	340	275	225
地域生活移行者数	32	65	65	50	38
入所者数（年度末）	405	340	275	225	187

今後、地域生活移行を進めるにあたっては、以下の項目について重点的に取り組みます。～については、特に、重点的に取り組みます。

生活の場の確保については、「西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業」等により、利用者の意向を踏まえた必要量を計画的に確保します。

日中活動の場の確保については、既存の制度の活用や拡充を図るとともに、新たな補助制度等により、市町村等の協力を得ながら拡大していきます。また、一般企業等への就労支援に取り組みます。

相談支援体制については、障害者の地域生活を総合的に支えるために障害保健福祉圏域ごとに「障害者総合支援センター」を設置し、身近な相談窓口である市町村との連携を図ります。

地域での生活の質をより高めるために、在宅支援及び余暇活動支援の充実を図ります。

普及啓発の推進については、知的障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、啓発活動を積極的に実施します。

身近な地域で、障害者のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活がおくれるようにします。

西駒郷利用者が地域の生活にスムーズに移行できるように、敷地内及び敷地外における自活訓練事業等を実施します。

1 生活の場の確保

地域生活移行を集中的に行うため、西駒郷利用者のためのグループホーム等を全圏域において250人分整備できるよう、「西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業」等を実施し、圏域調整会議を通じて関係機関等に働きかけます。

平成15年11月時点の調査では、平成19年度末までに社会福祉法人等が、新たに131か所のグループホームの設置を計画しています。そのうち、グループホーム施設整備特別補助事業により、西駒郷利用者が一部入居可能なグループホームの設置計画は、71か所(200人以上)となっています。今後、グループホームを設置しようとする法人や市町村等と密接な連携を図り、計画がスムーズに具体化するように支援し、利用者の地域での生活を実現します。

また、世話人を対象とした世話人研修会を実施することで資質の向上を図るとともに、世話人を希望する方を対象とした研修会を開催し、世話人になる方の掘り起こしを図ります。

さらに、グループホーム設置・運営や「世話人」の役割についてのマニュアルを作成し、NPO法人等によるグループホームの設立を支援します。

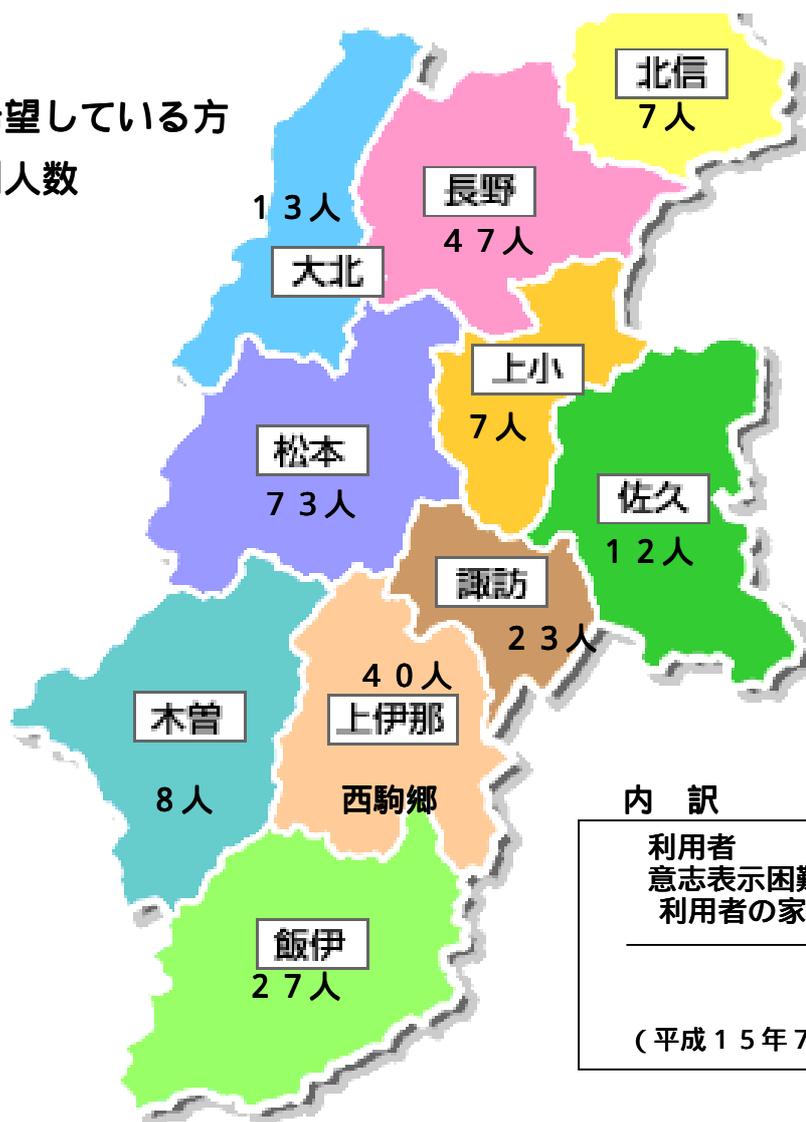
なお、利用者保護の観点に立ち、事業者による適切な支援内容の確保を図るため、グループホーム事業者の現地指導を行っていきます。

西駒郷利用者のためのグループホーム設置計画(H15~19)

年 度	15	16	17	18	19	計
地域移行者数(人)	32	65	65	50	38	250
グループホーム数(か所)	9	26	26	20	15	96



地域生活を希望している方
の出身圏域別人数



内 訳

利用者	242人
意志表示困難な 利用者の家族	15人
	257人

(平成15年7月1日現在)

障害のある方だけでなく、高齢の方も対象とした地域共生型生活ホームの設置・運営を支援します。

現行制度では、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホーム等、入居対象者が障害の種別によって分けられており、入居できる住居が限られています。

このため、グループホーム等が設置しづらい人口の少ない町村においても、障害者の地域での生活が可能となるよう、平成16年度から、地域共生型生活ホームを制度化します。この住居は、障害のある方だけでなく、高齢者や高次脳機能障害者等、市町村で支援が必要と認められた方の入居も可能とし、身近な地域で生活できるようにします。

重症心身障害者のグループホームへの補助制度を引き続き行うとともに、強度行動障害^{*10}のある方や自閉症^{*11}の方等を対象としたグループホームへの補助制度を創設します。

平成15年度から、医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを制度化しました。さらに、平成16年度からは、医療的なケアは必要ないが手厚い支援体制（世話人に加え夜勤も行う介護職員を配置し、夜間の支援を行う。）が必要な障害の重い方でも、地域で安心して生活できるグループホームを制度化し、その設置・運営を支援します。

長野圏域、松本圏域に通勤寮^{*12}の整備を検討します。

地域生活移行については、グループホームだけでなく通勤寮も有効な社会資源として考えられます。養護学校卒業生や地域生活移行希望者の多い長野、松本圏域については、グループホームなどの社会資源の設置状況や地域生活移行の状況を見ながら、圏域の社会福祉法人等と連携を図り、通勤寮の整備について検討します。

2 日中活動の場の確保

(1) 就労の場

一般企業への就労が可能となるよう、「障害者就業支援ワーカー^{*13}」と「求人開拓員^{*14}」を全ての障害保健福祉圏域に配置し、企業への就労支援を進めます。

一般就労に向け、障害者総合支援センターに配置する就業支援ワーカー及び各地方事務所に配置する求人開拓員を中心に、ジョブコーチ^{*15}などの障害者就業支援施策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。また、障害者職業センターやハローワーク等関係機関との連携を強化します。

「障害者民間活用委託訓練」事業により障害者対象の3級ヘルパー養成講座等を開催する等、資格の取得とともに福祉施設等への就労を支援します。

県関係の庁舎内における就労の場の拡大とともに、市町村庁舎や公共施設・福祉施設等における就労の場の拡大について、市町村等に働きかけます。

平成14年度から県庁舎において、また、平成15年度からは全合同庁舎において、清掃業務の一部を障害者施設へ委託しています。

平成16年度からは、合同庁舎以外の11箇所の県施設で清掃業務を委託する予定です。さらに、公共施設の環境整備など、公的機関での障害者の就労の場の拡大を図ります。

また、平成16年3月から県庁舎内で、障害のある方がワゴンで職場を回り、コーヒーや、共同作業所等で作ったパン・クッキーを販売する「ワゴンカフェ」を開始しました。今後、合同庁舎等への展開を図っていきます。



通所授産施設、小規模通所授産施設、障害者等共同作業所等の働く場を増やすため、既存の制度を活用するとともに、新たな補助事業を創設します。

平成19年度までに多くのグループホームの設置が見込まれますが、地域での生活を望む障害のある方にとっては、通所授産施設や共同作業所等の日中活動の場が必要です。

平成15年3月に行った共同作業所及び社会事業授産施設への受入れ調査では、85人程度の西駒郷をはじめとする入所施設利用者の受入れが可能であるとの回答がありました。

今後、さらに在宅の障害者を対象とした就労の場の拡大を図るために、既存の補助制度を活用するとともに、国の基準では補助対象にならない借家等の改修による通所授産施設などの施設整備等に対して補助する、「知的障害者日中活動の場拡大事業」を実施し、通所授産施設やその分場等の設置を促進します。

日中活動の場の拡大は、養護学校卒業生や在宅の障害者にとっても大きな課題であるため、福祉的な就労の場の充実を図るよう、引き続き、必要な施策を検討していきます。

作業所等の自主製品の品質の向上や受注を拡大し、障害者の収入増を図ります。

平成16年度から、販路開拓や製品の開発改良支援を行う製品開発販売コーディネーターと、受注作業の開拓や生産の技術指導支援を行う受注開拓コーディネーターを県内2か所に配置します。

今後、障害者等共同作業所の法定施設化（通所授産施設等への移行）や共同作業所の経営安定化のための施策についても検討します。

(2) ゆったりとした活動の場

通所更生施設や知的障害者デイサービスセンターの整備を促進するとともに、入所更生施設に通所部を併設する場合の改修費等に対する補助制度等を創設するなど、障害の重い方たちの日中活動の場を充実していきます。

障害が重く、福祉的就労の困難な方々のために通所更生施設やデイサービスセンターの整備を図り、生きがいのある充実した日中活動の場が確保されるようにします。

今後、地域生活を支える社会資源として期待されている入所更生施設に、通所部の併設を促進するため、「知的障害者日中活動の場拡大事業」のひとつとして、通所部を新たに設置又は定員を増員する場合に、それに伴う改修・増築の施設整備に対する補助を行います。

また、通所授産施設や共同作業所等に通う医療的ケアを必要とする障害児者のために、看護師を配置した場合等の費用に対して助成する「障害児・者施設訪問看護サービス事業」を行います。

介護保険制度における指定通所介護事業所（デイサービスセンター）を知的障害者が利用できるよう、市町村による構造改革特別区域の申請の促進を図ります。また、身近な宅幼老所^{*16}が地域生活のサポートをする拠点となるよう支援していきます。

現在、知的障害児者が指定通所介護施設を利用することは認められていませんが、構造改革特別区域の認定を受けることにより、利用が可能となります。県内では大桑村、木島平村、三水村が認定を受けていますが、今後、県内各地で利用が可能となるよう市町村の申請手続き等について積極的に支援していきます。

また、県内において、地域の身近な場所に宅幼老所の設置が進められており、宅幼老所において障害児（者）タイムケア事業、支援費制度のデイサービス、ホームヘルプサービス事業等が実施されることにより、知的障害児者の地域生活をサポートする拠点となるよう支援していきます。

3 相談・支援体制の充実

障害者の相談支援体制については、障害者の地域生活を総合的に支えるために、障害保健福祉圏域ごとに「障害者総合支援センター」を設置し、障害者が地域で安心して生活できる体制整備を行います。また、身近な相談窓口である市町村との連携を密にしていけます。

障害者の地域生活を支える各種相談・支援機関としては、障害児者療育相談支援センター^{*17}、身体障害者等自立生活支援センター^{*18}及び精神障害者地域生活支援センター等があり、現在は3障害それぞれの窓口で各種相談に対応しています。平成16年度からは、3障害の相談をワンストップで受け止め支援する「障害者総合支援センター」を各圏域ごとに設置し、障害のある方が利用しやすい総合的な相談支援体制を構築していきます。

特に、グループホーム等の入居者が地域で安心して生活できるように支援する中心的な役割を担う生活支援ワーカーや企業等への就労を支援する就業支援ワーカーを10圏域全ての障害者総合支援センターに配置します。

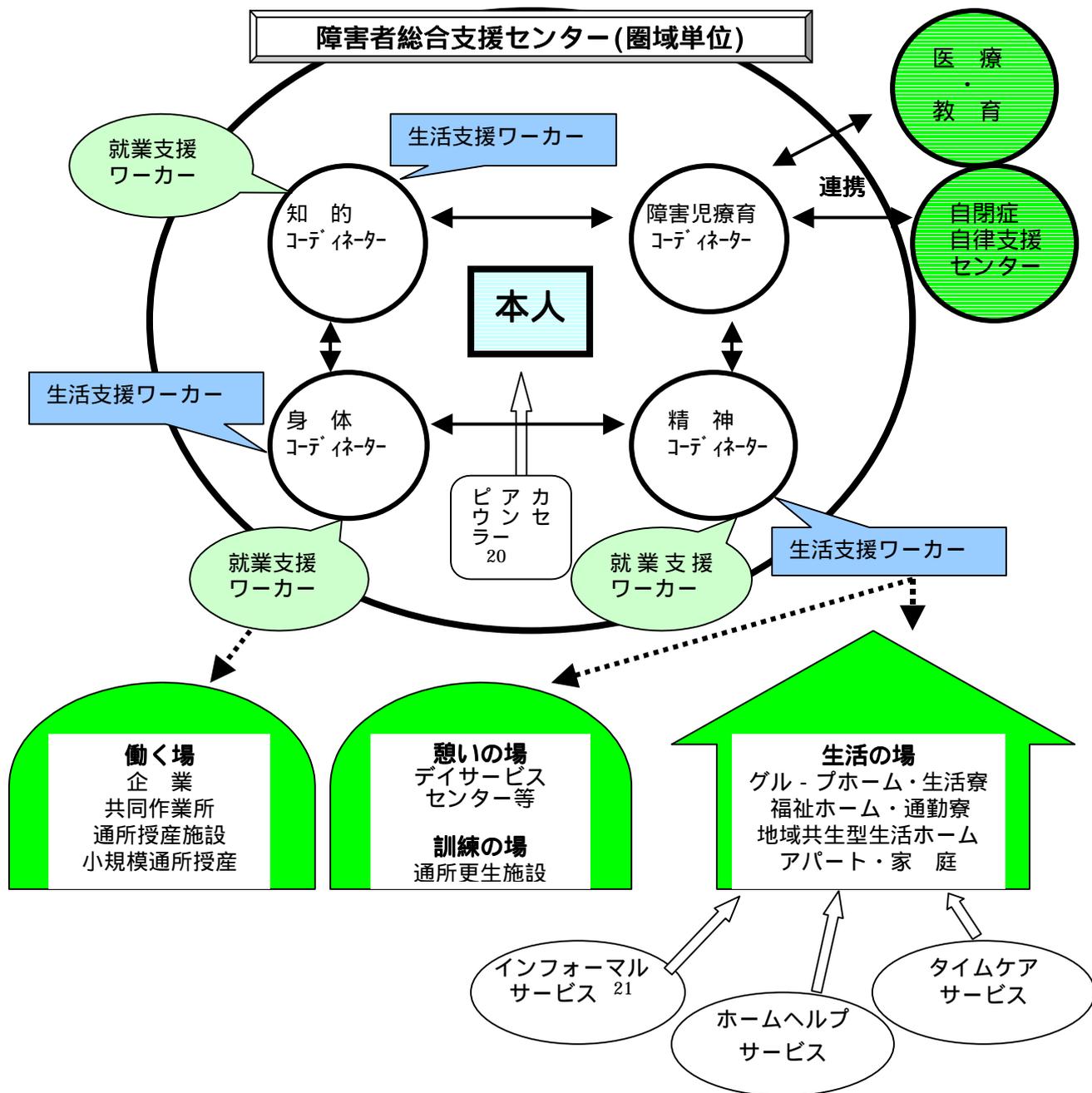
今後、地域生活移行が進み、地域で生活する知的障害のある方が大幅に増える中、生活全般の相談、支援を充実強化していきます。

自閉症児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「自閉症自律支援センター^{*19}」を設置し、療育相談体制を強化します。

「自閉症自律支援センター」は、当事者や家族にとって、地域における相談・支援機関として、その役割が期待されています。

平成16年度は、長野市にある精神保健福祉センターの療育スタッフを増員し、手薄であった中南信地域に対する療育支援体制を強化します。また、スタッフ養成の研修会、家族支援などの施策も充実していきます。

平成17年度以降に、療育相談の一層の充実のため、中南信地域に独立した「自閉症自律支援センター」を設置し、自閉症療育の専門スタッフの養成機能を強化し、家族への支援を充実します。また、圏域に配置の障害児療育コーディネーター等と密接な連携を図ります。



人的配置	内 容
障害児療育コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 訪問、外来等による療育指導 等
知的障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等
障害者生活支援ワーカー	生活全般の相談支援 ・金銭、衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮 ・近隣、親等との関係調整や緊急時の対応等支援活動
障害者就業支援ワーカー	就業に係る相談支援 ・職業生活全般に係る相談 ・就職、職場実習に係る相談支援 ・就職後の職場定着支援 ・事業主に対する相談支援
精神障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等
身体障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等

4 在宅支援、余暇活動支援の充実

ホームヘルプサービスやタイムケア^{*22}事業等については、全ての地域で利用できるよう市町村に働きかけるなど、在宅生活を積極的に支援していきます。

ホームヘルプなどの在宅福祉サービスは、障害者が地域で生活するために欠かせない事業であるため、市町村に事業への重要性に対する理解と積極的な取組を求めるとともに、知的障害者を対象とした事業者の育成を積極的に進め、全ての市町村で早期に体制が整備できるように努めます。

また、各市町村の事業の実施状況や各種サービスの活用方法等、事業を実施する上で参考になる実務的な研修会を開催し、市町村担当者の地域生活に対する理解を深めます。

障害者の週末等の余暇を充実し、社会参加を促進します。

入所施設から地域生活に移行された方の中には、週末の過ごし方に不安や戸惑いを感じる方も多いと思われ、週末や夜間の余暇活動への支援が必要です。

そこで、在宅障害者の週末や夜間の余暇の充実を図るため、平成16年度から新たに「障害者余暇活動支援事業」を実施し、余暇活動の場の提供や相談支援を行うNPO等を支援します。

今後、ボランティア等の身近な人による支援で、余暇活動の充実が図れるよう、取り組みます。



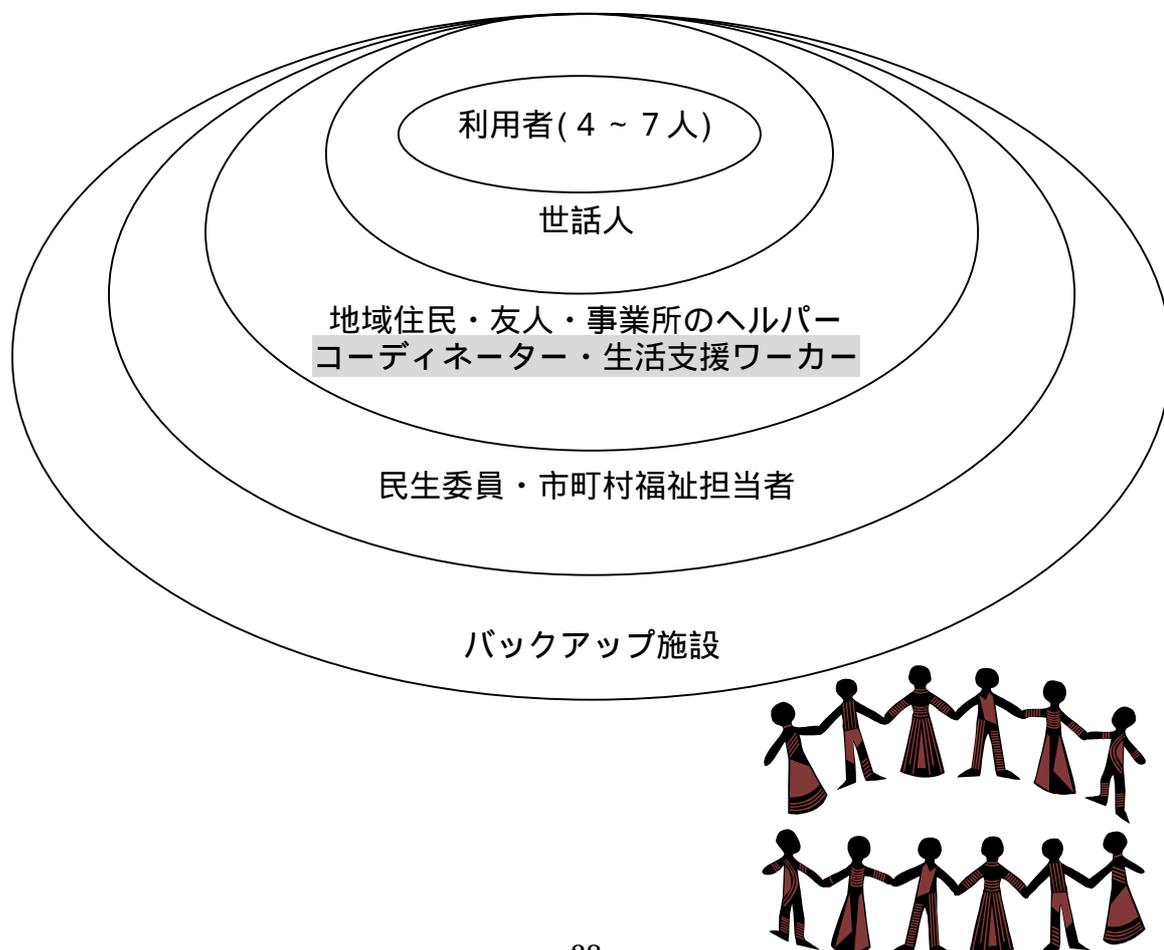
地域での生活を支援する人材を確保します。

障害者（児）ホームヘルパー養成研修の他に、高齢者介護保険制度に基づく2級ヘルパー資格取得者を対象としたスキルアップ研修を行うことで、知的障害者への支援を行うヘルパーの拡充を図るとともに、事業者の開拓を図ります。

また、現在行っているケアマネジメント^{*23}従事者初級研修の他に、障害者ケアマネジメント従事者スキルアップ研修を開催するとともに、圏域においてもケアマネジメント手法を広く普及するための講習会を開催し、障害者の地域生活を支えるマンパワーの確保及び資質の向上を図ります。

また、グループホームの運営に関係する世話人等の方々の資質向上を図るための研修も実施します。

グループホームの利用者を支える人の輪



5 啓発活動の推進

知的障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、様々な啓発活動を実施します。

知的障害がある方の理解を深めるために、平成15年度は、各地域の民生児童委員や住民を対象に、知的障害者に対する理解を深めるための研修会を43回開催しました。また、グループホームが設置される地域などで、ビデオなどを利用した説明会を17回程度実施し、啓発を行ってきました。

今後、さらに各圏域での講演会やシンポジウム等の啓発活動を積極的に行い、障害のある方とない方が共につくるコミュニティを目指します。

また、知的障害者のオリンピックであるスペシャルオリンピックが、平成17年2月に長野県で開催されます。これを知的障害者への理解を深めていただくための絶好の機会とし、多くの方々にボランティア等として参加していただくよう取り組み、地域で障害者を支えていこうとする意識を高め、人と人との支え合いの輪の構築を図ります。

6 権利擁護

障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活がおくれるように、障害者総合支援センターが、地域生活の相談、支援をきめ細かに行うとともに、権利擁護関係機関との連携を強化します。また、福祉サービスの質の向上を図るため、客観的なサービス評価制度（第三者評価制度）を構築します。

知的障害がある方が、地域で安心した生活をおくるためには、さまざまな権利侵害や自らの権利行使に対する支援が必要となります。

グループホーム等地域で生活している方の身近な相談相手、支援者としては、グループホームの世話人やバックアップ施設の職員、そして、圏域ごとに設置する障害者総合支援センターの生活支援ワーカーがおります。なかでも、平成16年度から10圏域の障害者総合支援センターに配置される生活支援ワーカーは、グループホーム等で生活する方を訪問して、直接生活全般の相談、支援を行いますので、さまざまな権利侵害に関わる事柄や苦情についても、第三者的な立場で相談に対応することができます。

障害者総合支援センターやバックアップ施設で対応が難しい専門的な事柄等については、市町村をはじめさまざまな関係機関と連携して、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の活用を図る等、障害のある方の権利が守られるように、きめ細かな支援をしていきます。

また県では、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、客観的なサービス評価制度（第三者評価制度）の構築を図ります。平成16年度に試行事業を実施するとともに、評価機関・評価調査者の養成を行い、平成17年度中からのサービス評価実施を目指しています。

7 自活訓練の充実

西駒郷利用者が地域での生活へスムーズに移行できるように、自活訓練事業を引き続き行うとともに、新たに障害の重い方を対象とした生活体験を実施します。また、地域生活に移行する際、事前にグループホームで生活体験できるような支援を行います。

現在、地域生活移行する方のために半年から1年間の自活訓練事業を西駒郷の敷地内と敷地外の住宅で実施しています。

平成16年度に「ほほえみ棟」を一部改修して、障害の重い方を対象とした生活体験を実施します。

また、今後は多くの利用者が西駒郷から各圏域のグループホームに入居することが見込まれます。入居に際しては、一緒に生活する他の利用者との相性等が大切なため、必要な方には、実際に入居を予定しているグループホーム等に短期間滞在する機会を設け、スムーズな地域生活移行に結びつけていきます。

西駒郷以外の入所施設を対象にした自活訓練施設整備補助事業を引き続き行うとともに、在宅の障害者がグループホーム等で宿泊体験できる事業を実施します。

自活訓練施設補助事業（自活訓練家賃等補助事業を改正）により、民間入所施設の利用者の地域移行も同時に進めます。

また、養護学校や地域の作業所等へ通っている在宅の障害者が、短期間であっても家族から離れ、宅幼老所やグループホーム、タイムケア事業所等の空き部屋等を利用し、地域で一人で自律した生活をおくるための宿泊体験ができる「在宅障害者自律生活体験事業」を平成16年度から実施します。